

「法人タクシー事業に係る認可申請等の審査基準について」の細部取扱いについて

平成14年1月25日

関東運輸局自動車第一部長

平成14年1月25日付け公示した「法人タクシー事業に係る認可申請等の審査基準について」の細部取扱いは下記による。

記

1. 事業計画の変更の認可等

(1) ~ (2) について

- ① 許可基準の1. ~ 9. ・ 11. ~ 13. の定めるところに準じる審査は、以下のとおり行うものとする。
 - (a) 営業区域の拡大に係る申請については、事業の許可申請と同等の申請とみなし、許可基準の1. ~ 9. ・ 11. ・ 12. について十分な審査を行う。
 - (b) 自動車車庫の新設若しくは位置の変更又は収容能力の拡大に係る申請においては許可基準の5. について、また、収容能力の縮小に係る申請においては許可基準の4. ・ 5. について、それぞれ十分な審査を行う。
 - (c) 営業区域の廃止に係る申請については、廃止しようとする営業区域内のすべての営業所及び当該営業所に付随する自動車車庫の廃止の手続き並びに当該営業所に配置する事業用自動車の数の変更（すべての減車）の手続きを伴うものであることを確認することとする。
- ② 事業規模の拡大となる申請は、営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）及び収容能力の拡大に係るものとする。

「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った者に対して、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）

を起算日として、これを行うものとする。

- ③ 経過措置として、平成14年1月31日現在で一般乗用旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）に係る許可基準の4.・5.(1)・7.(2)・11.の基準については、以下のとおり取り扱うものとする。
- (a) 同日現在で基準を満たしていなかった営業所（その後基準を満たしたものを除く。）については、許可基準の4.は適用しない。
 - (b) 同日現在で基準を満たしていなかった自動車車庫（その後基準を満たしたものを除く。）については、許可基準の5.(1)は適用しない。
 - (c) 許可基準の7.(2)の「法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合」には、「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年5月26日法律第86号）附則第6条の規定に基づき改正前の道路運送法第23条第1項の規定の例により運行管理者を選任する場合」を含むものとする。
 - (d) 許可基準の11.については、同日現在で基準を満たしていなかった者（その後基準を満たした者を除く。）の拡大前の営業区域内の車両に限り、平成16年9月30日までは適用しない。

2. 事業の譲渡譲受の認可

(2)について

- ・ 上記1.の③に規定する経過措置（(a)を除く。）を準用するものとする。

3. 合併、分割又は相続の認可

(1)について

- ・ 上記1.の③に規定する経過措置（(a)を除く。）を準用するものとする。

(3)について

- ・ 労働契約の承継等については、当該法律に基づく客観的な資料の提出を求めることとする。

4. 許可又は認可に付した条件の変更等

(1)について

- ・ 許可に際しては、「許可日から6月以内に事業開始すること。」の条件を付すもの

とする。

- ・ 営業区域の拡大の認可に際しては、「認可日から6月以内に当該営業区域内において事業を開始すること。」の条件を付すものとする。
- ・ 患者等の輸送サービスに限定する事業を行う者が、一般タクシー事業を行うにあたって、同限定事業に用いているセダン型等の一般の需要に応じることが適している車両を、一般タクシー事業の車両として使用する場合は、最低車両数の算定対象とする。

5. 拳証等

上記のほか、拳証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の添付又は提出を求めることとする。

附 則（平成16年3月31日 一部改正）

1. 本取扱いは、平成16年4月1日以降受け付けた申請について適用する。
2. 平成16年3月31日以前に受け付けた申請については、なお従前の取扱いによる。

附 則（平成16年7月22日 一部改正）

本取扱いは、平成16年8月1日以降に申請の処分を行う事案について適用する。

附 則（平成18年9月27日 一部改正）

本取扱いは、平成18年10月1日以降受け付ける申請について適用する。

附 則（平成20年6月30日 一部改正）

1. 本取扱いは、平成20年7月1日以降受け付ける申請について適用する。
2. 平成20年6月30日以前に受け付けた申請については、なお従前の取り扱いによる。

附 則（平成26年1月27日 一部改正）

本取扱いは、平成26年1月27日以降に処分するものから適用する。

附 則（令和5年11月30日 一部改正）

本取扱いは、令和5年11月30日から適用する。